

非常変災時の措置について

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

◎気象庁より、大阪市において、「暴風警報」、「暴風雪警報」、河川氾濫を除く各種「危険警報」「特別警報」が発表された場合。

◎東住吉区のいずれかの地域において、大阪市より、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。

※気象庁等から出される防災気象情報ではなく、大阪市が発令する避難情報。大阪市 HP 等から確認できます。

◎大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生した場合。

◎地震などにより、JR 大阪環状線と大阪メトロの双方が全面運休している場合。

◎警報等が発表されていなくても、気象状況等により校区や通学路の安全が確保されない場合は、学校長の判断で臨時休校とする場合があります。